

# 経済産業省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成 28 年 1 2 月 9 日  
経 済 産 業 省

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、経済産業省が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

## 1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、本省（資源エネルギー庁、中小企業庁を含む）、特許庁、経済産業局、経済産業研修所、及び産業保安監督部事務及び事業を対象とする。

なお、本計画の対象ではないが、下記経済産業省所管の独立行政法人等に対しても、実情に応じた地球温暖化対策の率先実行を促すこととする。

【参考】経済産業省所管の独立行政法人等

国立研究開発法人産業技術総合研究所

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

独立行政法人経済産業研究所

独立行政法人工業所有権情報・研修館

独立行政法人情報処理推進機構

独立行政法人製品評価技術基盤機構

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

独立行政法人中小企業基盤整備機構

独立行政法人日本貿易振興機構

独立行政法人日本貿易保険

## 2. 対象期間等

本計画は、2016 年度から 2030 年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2021 年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

## 3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施するとともに、今後の技術の進展や働き方の変化などを踏まえて措置を見直し・追加をしていくことにより、2013年度を基準として、経済産業省の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに40%削減することを目指すこととする。また、中間目標として、2020年度までに10%削減を目指すこととする<sup>1</sup>。

この目標は、経済産業省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

#### 4. 個別対策に関する目標

温室効果ガスの2030年度の目標、及び2020年度の中間目標に向けて、費用対効果や設備導入に係る作業を勘案しながら、各々の目標に照らした個別対策の実施に向けて最大限努める。

##### 1. 公用車に占める次世代自動車の割合

2030年度までに代替可能な次世代自動車（ハイブリッド自動車（HV）、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）、CNG自動車等）がない場合を除き、公用車のほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努める。2020年度の中間目標として、公用車の9割程度を次世代自動車とすることに向けて努める。

##### 2. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね15%以上削減することに向けて努める。

##### 3. LED照明の導入割合

LED照明のストックでの導入割合を、2020年度までに概ね50%以上とすることに向けて努める。

##### 4. 用紙の使用量

用紙類の使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね40%以上削減することに向けて努める。

##### 5. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

##### 6. エネルギー供給設備等における燃料使用量

<sup>1</sup> 経済産業省は前回策定した「経済産業省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画【実施計画】（平成19年10月24日）」に基づき、着実に対策を実施した結果、2014年度までに2001年度を基準として温室効果ガス総排出量を32%削減している（実施計画における目標は、2010年度から2012年度までに2001年度比21%削減）。

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

## 7. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013年度比で、2020年度までに概ね10%以上削減することに向けて努める。

# 5. 措置の内容

## 1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したもものとして整備する。
- ② 「省エネルギー診断の実施について」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、別紙のとおり、経済産業省が管理する大規模な庁舎から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。
- ③ 「エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について」（平成28年5月13日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を踏まえ、エネルギー管理の徹底を図るため、経済産業省が管理する、本省総合庁舎、及び特許庁庁舎に導入されているビルのエネルギー管理システム（BEMS）を運用することによりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。BEMSにより把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータについては、ホームページにおいて公表する等の方法による情報公開を図る。また、更なるBEMS機能の拡充に向けて、本省庁舎においてBEMSに関する調査を実施中。

### (2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。
- ② 断熱性能向上を図る大規模改修を実施する際は、屋根、外壁、窓等について、断熱性能や日射遮蔽性能の向上に努める。
- ③ 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成22年10月4日農林水産省、国土交通省告示第3号）に基づき、積極的に木造化を促進する。また、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を促進するものとする。
- ④ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場

合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。

- ⑤ 変圧器の更新を伴う受変電設備改修の際、エネルギー損失の少ない機器の導入を図る。
- ⑥ 本省総合庁舎に導入済の蓄熱システムやガス冷房等の機器の電力負荷平準化に資する運転を適切に行う。他庁舎においても、当該システム等の導入を極力図る。

### (3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 空調設備については、本省総合庁舎及び特許庁庁舎の計画的な設備改修を引き続き進める。引き続き、本省庁舎以外の庁舎にも高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。
- ② また、冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

### (4) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度、暖房の場合は19度）を、引き続き徹底していく。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

### (5) 再生可能エネルギー等の有効利用

太陽熱、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの活用を図る大規模改修を実施する際は、建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り導入を図る。

### (6) 太陽光発電の導入の整備方針

本省総合庁舎、研修所に整備済の太陽光発電設備について、運用を適切に行う。その他の庁舎においては、庁舎の位置、規模及び構造を総合的に判断しつつ、導入の検討を行う。

### (7) 水の有効利用

- ① 本省総合庁舎においては、中央合同庁舎5号館のエネルギーセンターから供給させる中水をトイレの洗浄水に継続して利用する。また、特許庁庁舎においては、中水設備を設置しているが、引き続きトイレの洗浄水に利用する。
- ② 本省総合庁舎に整備済の節水トイレ、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具について、管理を適切に行い、引き続きこれを実施する。
- ③ 本省庁舎以外についても、雨水利用・排水再利用設備や節水に有効な器具の導入の検討、または活用により、水の有効利用を極力図る。

### (8) その他

#### ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機

械を使用するよう発注者として促す。

- ② 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ③ 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進する。
- ④ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

#### イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 庁舎等の敷地について植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装や散水の実施に努める。
- ② 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木の剪定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。
- ③ 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ④ エレベーターの運転の高度制御、省エネルギー型の照明機器の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- ⑤ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- ⑥ 庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力SF6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

#### ウ 施設や機器の効率的な運用に資する整備の導入

- ① 本省庁総合庁舎において、最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発生などを行うため、既に導入済の電力のデマンド監視装置等について、運用を適切に行う。
- ② 機器の効率的な運用に資するため、機械室の換気運転のための温度センサーの導入や、空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入の検討を進める。

#### エ 新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率直的導入に努めるものとする。

## 2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）及び環境配慮契約法に基づく環境物品等の調達等を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

### (1) 次世代自動車の導入

2016年10月の時点で、本省では既に80%（59台中47台）の次世代自動車を導入しており、次世代自動車に係る目標の達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ①更新時にあわせて計画的に次世代自動車を導入する。
- ②次世代自動車への買換えに当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の大きさの車を選択する等、より温室効果ガス排出量の少ない車の導入を進め、当該車の優先的利用を図る。

## (2) 自動車の効率的利用

公用車で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

### ア 公用車等の効率的利用等

- ① 車一台ごとや燃料設備ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査を必要に応じて行う。
- ② アイドリング・ストップ装置付きの公用車は本省総合庁舎において既に 41 台導入済みである。またそれ以外の公用車についても、アイドリング・ストップの励行について、ポスターの掲示、シール添付などにより周知徹底を行っている。引き続きこれらの対策を継続していく。
- ③ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機については、本省総合庁舎において、すべての公用車に導入済みであり、引き続き積極的に活用していく。
- ④ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ⑤ カーエアコンについては、適切な温度設定にするよう引き続き周知徹底を行っていく。
- ⑥ 通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。
- ⑦ 霞が関地域において、毎月第一月曜日は、警備上、業務上支障がある場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。
  - ・警備上支障のある場合  
例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両
  - ・業務上支障のある場合  
例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合
- ⑧ タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- ⑨ 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

### イ 公用車の台数の見直し

使用実態を精査し、公用車台数の見直しを行い、その削減を実施済みであるが、引き続き見直しを行っていく。

## (3) 自転車の活用

霞が関及び地方支分部局等の所在地における日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の積極的な活用を図るとともに、霞が関及び地方支分部局等の所在地における自転車の共同利用を一層推進する。

#### (4) 小売電気事業者との契約

庁舎の使用電力購入に際して、環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い電気小売事業者の選択を極力図る。

#### (5) エネルギー消費効率の高い機器の導入

##### ア LED照明の導入

LED照明のストックでの導入割合に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 庁舎の新築・改修時には、原則としてLED照明を導入する。既存照明の更新時においても、設置・更新後 15 年を経過している照明については、原則として 2020 年度までにLED照明への切替えを行う。ただし、本省総合庁舎、その他合同庁舎等においては、現在設置しているHf 蛍光灯をLED照明に切替えを行うには、天井・照明制御装置等の改修、執務室の移動等を要することに留意する。
- ② LED照明導入の際には、原則、調光システムを併せて導入する。
- ③ 設置・更新後 15 年を経過していない既存照明については、2020 年度の政府実行計画の見直しの際に定められる方針に基づき切替えを行うこととする。

##### イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

現に使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、買換えや新規購入のタイミングでエネルギー効率が向上していくよう努める。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

#### (6) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 情報の電子的共有によるペーパーレス化を図る。
- ② 身の回りの書類は基本的に電子ファイルで管理し、ペーパーストックのスモール化を図る。
- ③ 審議会等資料の電子媒体での提供や事前のホームページ掲載に取り組み、配布資料の削減を図る（審議会等のペーパーレス化）。
- ④ 電子決済の推進を図る。
- ⑤ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、関係府省の部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
- ⑥ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ⑦ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ⑧ 両面印刷・両面コピーの徹底を図る。

- ⑨ 内部で使用する各種資料をはじめ、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。
- ⑩ 使用済み用紙の裏紙使用を図る。
- ⑪ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。

## (7) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

### ア 再生紙の使用等

- ① 購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。
- ② 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

### イ 合法木材、再生品等の活用

- ① 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- ② 合法性が証明された木材又は間伐材等の温室効果ガスの排出量がより少ない木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- ③ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

## (8) H F C等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

### ア H F Cの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、H F Cを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
- ② エアゾール製品を使用する場合にあっては、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

### イ フロン類の排出の抑制

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に基づいて、関連機器の点検・保守を適切に行う。

### ウ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（S F 6）の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力S F 6の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。（再掲）

## (9) その他



## ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ① 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ② 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ③ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。
- ④ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ⑤ 本省総合庁舎において、現在使用している温室効果ガスの排出の相対的に少ない都市ガスを引き続き利用する。

## イ 製品等の長期使用等

- ① その事務として、容器包装を利用する場合にあっては、簡略なものとし、当該容器包装の再使用を図る。
- ② 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。
- ③ 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売するよう事業者呼びかけ、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。既に実施している事業者については、引き続き現行の回収ルートにより再使用を行う。
- ④ 庁舎内の売店等におけるレジ袋の使用や使い捨ての容器包装による販売の自粛を呼び掛けているところ。これを引き続き継続する。
- ⑤ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ⑥ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

## ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

庁舎内の自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行い、機種及び設置台数の見直しを通じ省エネルギー化を促すとともに、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を促す。

庁舎内の自動販売機（本省総合庁舎（本館22台、別館14台））については既に省エネ型機器を導入しているところ、引き続き、技術の進展に伴うエネルギー消費のより少ない機種やオゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネ型機器への変更を、設置業者へ奨励していく。

## エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

#### オ メタン（ $\text{CH}_4$ ）及び一酸化二窒素（ $\text{N}_2\text{O}$ ）の排出の抑制

- ① エネルギー供給設備の適正な運転管理を図る。
- ② 庁舎から排出される生ごみ等については、極力、直接埋立の方法により処理しないよう、分別や再生利用、適正処理を実施するとともに、環境配慮契約法の基本方針に則り、廃棄物処理業者との契約を既に行っているが、引き続き継続していく。
- ③ 笑気ガス（麻酔剤）の漏出防止等を極力図る。

### 3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

#### (1) エネルギー使用量の抑制

##### ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を進めるとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。なお、照明については、本省総合庁舎については高効率照明への交換および人感センサーを平成19年度末までに導入済。
- ② 庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底するよう空調設備の適正運転を図る。（再掲）
- ③ コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。（再掲）
- ④ 夏季における執務室での服装について、「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、「ウォームビズ」を励行する。
- ⑤ 冷暖房中においては、外部との出入り口開放禁止の徹底、窓の施錠およびブラインドの使用を徹底する。
- ⑥ 発熱の大きいOA機器類の配置を工夫する。
- ⑦ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑧ トイレ、廊下、階段等での自然光の活用を図る。
- ⑨ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。
- ⑩ 費用対効果及びその他の技術的制約条件等を踏まえつつ、施設規模等に応じたCO<sub>2</sub>冷媒ヒートポンプ給湯器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器等の高効率給湯器の導入の可能性を検討する。

- ⑪ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑫ 照明の点灯時間の縮減など節電のための取組の管理を徹底する。

## イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水を進める。
- ② 本省総合庁舎において整備されたトイレに流水音発生器について、点検・保守を適切に行う。
- ③ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ④ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ⑤ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。

## (2) ごみの分別

- ① 各階に設置されているごみ処理室において、廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ② 個人用のごみ箱を順次減らしているところ、引き続き実施していく。
- ③ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

## (3) 廃棄物の減量

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）及び廃棄物中の可燃ごみの量を、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年環境省告示第 7 号）を踏まえつつ削減に向けて努めることとし、このため、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3R を図るために、以下の措置を講じる。

- ① その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。
- ② 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ③ 紙の使用量の抑制を図る。（再掲）
- ④ リサイクルルートの確保等を内容とする庁舎ごとのリサイクル計画を策定するとともに、実施のための責任者を指名する。
- ⑤ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。（再掲）
- ⑥ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。（再掲）
- ⑦ 個人用のごみ箱を順次減らしていく。（再掲）
- ⑧ 不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。（再掲）
- ⑨ シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。
- ⑩ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

- ⑪ 厨房を使用する事業者へ呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ごみの量を抑制する。
- ⑫ 庁舎内の食堂等における食べ残し、食品残滓などの有機物質の再生利用については、既に事業者を引き渡しを行い実施しているところ、継続してこの取組を進める。
- ⑬ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられており、これに参加できる場合は、廃棄物の交換に積極的に協力する。
- ⑭ 庁舎から排出される生ごみ等については、極力直接埋立の方法により処理しないよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。(再掲)
- ⑮ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう努める。
- ⑯ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

#### (4) 森林の整備・保全の推進

植林、保育、間伐等森林の整備や管理・保全の適切な推進を図る。

#### (5) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 政府が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励など温室効果ガスの排出削減や、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、パンフレット等に再生紙を使用するなどの取組を可能な限り行う。また、イベントを民間に委託して行う際には、可能な場合にはグリーン電力の活用に努める。
- ② 政府が後援等をする民間のイベントについても、①に掲げられた取組が行われるよう促す。

### 4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

#### (1) ワークライフバランスの配慮

- ① 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、主催会議の中止を進める。
- ② 有給休暇の計画的消化の一層の徹底や、事務の見直しによる夜間残業の削減を図る。
- ③ テレワークの推進を図る。

#### (2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

- ① 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- ② 庁内誌、パンフレット、庁内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対

策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。

- ③ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。
- ④ 途上国からの地球温暖化対策に関する研修生等に対し積極的に対応する。

### (3) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

## 6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 本計画の推進・評価・点検は、経済産業省「環境配慮の方針推進本部幹事会」において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、産業技術環境局環境政策課が行う。
- ② 本計画の点検結果については、経済産業省地球温暖化対策推進本部幹事会において、毎年成果を取りまとめた上で、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。  
透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの実施計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行う他、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改編等の要因分析も合わせて公表することとする。

### 【参考】「環境配慮の方針推進本部」（以下、「本部」）について

(1) 本部の構成員は、次のとおりとする。

本部長 経済産業大臣  
副本部長 経済産業副大臣、経済産業大臣政務官、事務次官、経済産業審議官、  
産業技術環境局長  
本部長 官房長、総括審議官、政策評価審議官、技術総括審議官、審議官（政策総合調整担当）、経済産業政策局長、地域経済産業審議官、通商政策局長、貿易経済協力局長、製造産業局長、商務情報政策局長、商務流通保安審議官、資源エネルギー庁長官、特許庁長官、中小企業庁長官

経済産業大臣は、関係本部長を招集し、会議を開催する。

(2) 本部を補佐するために、幹事会を設置する。幹事会の構成員は、次のとおりとする。

幹事長 産業技術環境局 環境政策課長  
構成員 大臣官房政策調整官

大臣官房政策調整官（産業技術環境局担当）は、関係構成員を招集し、会議を開

催する。

- (3) 幹事会において、環境配慮の方針について、毎年度点検を行うとともに、必要に応じて環境配慮の方針や推進体制の見直しを行うものとする。また、その結果については逐次公表するものとする。
- (4) 本部及び幹事会の庶務は産業技術環境局環境政策課において処理する。

7. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

【省全体】

経済産業省温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	426,340	368,013	345,281	-19%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	17,028,614	17,133,561	15,332,261	-10%
電気	kg-CO2	14,363,184	14,694,853	12,876,193	-10%
(電気使用量)	kWh	29,009,443	28,128,411	26,420,819	-9%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.448	0.517	0.448	固定
電気以外	kg-CO2	2,665,430	2,438,708	2,456,068	-8%
その他		0	0	0	-
合計		17,454,954	17,501,574	15,677,542	-10%

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車に占める次世代自動車の割合	%	62	65	90	
公用車の燃料使用量	GJ	6,015	5,189	4,882	-19%
LED照明の導入割合	%	9	11	50	
用紙の使用量	t	890	574	534	-40%
事務所の単位面積当たりの電気使用量	kWh/m <sup>2</sup>	111	109	100	-10%
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	47,884	43,594	43,096	-10%
事務所の単位面積当たりの上水使用量	m <sup>3</sup> /m <sup>2</sup>	0.38	0.36	0.34	-10%

### 経済産業省本省温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	193,637	170,458	164,591	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	3,836,085	4,900,202	3,737,924	-3%
電気	kg-CO2	2,966,940	4,000,098	2,868,779	-3%
(電気使用量)	kWh	7,849,048	8,146,840	7,589,362	-3%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.491	0.378	固定
電気以外	kg-CO2	869,145	900,104	869,145	-0%
その他		0	0	0	-
合計		4,029,722	5,070,660	3,902,515	-3%

#### ○主な削減対策と削減効果

- ① LED 照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 過勤務の縮減などの省CO<sub>2</sub>にもつながる効率的な勤務体制の推進



## 特許庁温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
					(13 年度比)
公用車燃料	kg-CO2	30,399	27,800	25,839	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	10,087,916	9,626,072	9,079,124	-10%
電気	kg-CO2	9,064,856	8,761,003	8,158,370	-10%
(電気使用量)	kWh	17,266,392	16,499,064	15,539,753	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.531	0.525	固定
電気以外	kg-CO2	1,023,060	865,069	920,754	-10%
その他		0	0	0	-
合計		10,118,315	9,653,872	9,104,963	-10%

### ○主な削減対策と削減効果

- ① LED照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 次世代自動車の導入と公用車台数の見直し
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省CO<sub>2</sub>にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ⑥ 省エネ診断を実施し、診断後に必要に応じて見直しを行う。

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務部長とし、対策の徹底を図るため各課室長からなる地球温暖化対策委員会を中心とした推進体制とする。
- ② 会計課において、毎月、電力・蒸気の使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、地球温暖化対策委員会に報告する。
- ③ 目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、地球温暖化対策委員会において、設備改修等のハード対策の追加や各課室のソフト対策の強化をとりまとめ、実施する。

## 経済産業局温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	166,748	138,714	124,349	-25%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	2,307,656	1,923,932	1,828,768	-21%
電気	kg-CO2	1,792,570	1,472,766	1,385,973	-23%
(電気使用量)	kWh	2,909,307	2,595,941	2,453,604	-16%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.539	0.567	0.539	固定
電気以外	kg-CO2	515,086	451,166	442,795	-14%
その他		0	0	0	-
合計		2,474,404	2,062,646	1,953,117	-21%

### ○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 次世代自動車の導入による燃料使用量の削減
- ⑤ 超過勤務の縮減などの省 C O 2 にもつながる効率的な勤務体制の推進

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は総務課長等とし、対策を検討するため関係課長等による温室効果ガス削減推進チーム等を活用する。
- ② 総務課等において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、温室効果ガス削減推進チーム等に報告する。
- ③ 総務課長等は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、温室効果ガス削減推進チーム等において設備改修等のハード対策及びソフト対策について検討等を行い措置する。

## 産業保安監督部温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	35,556	31,041	30,502	-14%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	428,106	359,835	350,616	-18%
電気	kg-CO2	321,376	268,597	257,548	-20%
(電気使用量)	kWh	570,520	494,735	446,627	-22%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.563	0.543	0.563	固定
電気以外	kg-CO2	106,730	91,238	93,068	-13%
その他		0	0	0	-
合計		463,662	390,876	381,118	-18%

### ○主な削減対策と削減効果

- ①LED 照明の導入
- ②省エネ性能の高い機器の導入
- ③空調設備の運用改善
  - ・夏場及び冬場の運用調整（設定温度の統一、一斉管理等）の徹底
  - ・クールビズ及びウォームビズの励行
- ④節電の徹底
  - ・不使用機器の電源OFFの徹底
  - ・照明の間引き
  - ・昼休み中の自動消灯
  - ・照明スイッチ付近への「点灯エリアマップ」の掲示（→ unnecessaryな点灯の削減）
- ⑤公用車利用の見直し
  - ・グリーン購入法に適合する車種の導入
  - ・カーエアコンの設定温度の見直し（1度上昇など）
  - ・公用車の走行距離や燃費の公表
  - ・外勤時の積極的な公共交通機関及び自転車の利用
- ⑥超過勤務の縮減などの省CO2にもつながる効率的な勤務体制の推進
- ⑦備品の節約

### ○推進体制

- ①対策の実施責任者は、管理課長とし、対策の徹底を図るため部内各課長で構成される温室効果ガス削減推進チームを設置する。
- ②管理課において、毎月、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、部内全職員に対し情報共有する。
- ③管理課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、温室効果ガス削減推進チームにおいて、設備改修等のハード対策及びソフト対策の強化について検討を行う。

## 経済産業研修所温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	0	0	0	—
施設のエネルギー使用	kg-CO2	368,851	323,520	335,829	−9%
電気	kg-CO2	217,442	192,389	205,523	−5%
(電気使用量)	kWh	414,176	391,831	391,473	−5%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.491	0.525	固定
電気以外	kg-CO2	151,409	131,131	130,306	−14%
その他		0	0	0	—
合計		368,851	323,520	335,829	−9%

### ○主な削減対策と削減効果

- ① L E D 照明の導入
- ② 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善
- ③ 温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用
- ④ 超過勤務の縮減などの省 C O 2 にもつながる効率的な勤務体制の推進

### ○推進体制

- ① 対策の実施責任者は管理課長とし、対策の徹底を図るため所内の関係者で構成される温室効果ガス削減推進チームを設置する。
- ② 管理課長において、毎月、電力・ガスの使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、温室効果ガス削減推進チームに報告する。
- ③ 管理課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、関係者にソフト対策の強化を指示する。

## 省エネルギー診断実施の対象施設

経済産業省が管理する庁舎のうち、省エネルギー診断実施の対象施設は以下のとおり。

○2017年9月末までに実施

(直近(2013年以降)に実施した庁舎においてはその診断結果を用いるものとする。)

- ・本省総合庁舎
- ・特許庁庁舎
- ・中部経済産業局
- ・研修所庁舎